

安芸高田市監査委員告示第1号

令和6年3月1日

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

安芸高田市監査委員 木原 張登

安芸高田市監査委員 秋田 雅朝